

さいたま市告示一覧

令和4年5月1日から
同月15日まで

【目次】

- | | | |
|-------|-------------------------------|-----------------------|
| 第722号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第723号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】 |
| 第724号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第725号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第726号 | 公聴会の中止 | 【都市局都市計画部都市計画課】 |
| 第727号 | 公聴会の中止 | 【都市局都市計画部都市計画課】 |
| 第728号 | 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第729号 | 第1号事業者の指定 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第730号 | 居宅サービス等を行う事業所又は施設の廃止 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第731号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局南部市税事務所個人課税課】 |
| 第732号 | 特定生産緑地の指定 | 【都市局都市計画部みどり推進課】 |
| 第733号 | 認可地縁団体の告示事項の変更の届出 | 【見沼区役所区民生活部コミュニティ課】 |
| 第734号 | 認可地縁団体の告示事項の変更の届出 | 【見沼区役所区民生活部コミュニティ課】 |
| 第735号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【保健福祉局長寿応援部介護保険課】 |
| 第736号 | 市が実施する一般競争入札 | 【保健福祉局市立病院病院経営部医事課】 |
| 第737号 | 個人情報取扱事務に係る届出 | 【総務局総務部行政透明推進課】 |
| 第738号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局北部建設事務所建築指導課】 |
| 第739号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局北部建設事務所建築指導課】 |

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

第740号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 【建設局南部建設事務所建築指導課】
第741号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 【建設局南部建設事務所建築指導課】
第742号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 【建設局南部建設事務所建築指導課】
第743号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 【建設局南部建設事務所建築指導課】
第744号	認可地縁団体の告示事項の変更の届出 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】
第745号	動物の収容 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第746号	開発行為に関する工事の完了 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
第747号	開発行為に関する工事の完了 【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
第748号	屋外広告物の保管 【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
第749号	市が実施する一般競争入札 【財政局税務部固定資産税課】
第750号	市が実施する一般競争入札 【保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課】
第751号	市が実施する一般競争入札 【都市戦略本部未来都市推進部】
第752号	開発行為に関する工事の完了 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
第753号	市が実施する一般競争入札 【市民局区政推進部】
第754号	市が実施する一般競争入札 【財政局契約管理部調達課】
第755号	市が実施する一般競争入札 【財政局契約管理部調達課】
第756号	市が実施する一般競争入札 【総務局危機管理部防災課】
第757号	開発行為に関する工事の完了 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
第758号	市が実施する一般競争入札 【都市戦略本部デジタル改革推進部】
第759号	道路の指定の廃止 【建設局南部建設事務所建築指導課】
第760号	開発行為に関する工事の完了 【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

- | | | |
|-------|-------------------------------|------------------------------|
| 第761号 | 農業振興地域整備計画の変更 | 【経済局農業政策部農業環境整備課】 |
| 第762号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【保健福祉局福祉部年金医療課】 |
| 第763号 | 放置自転車等の撤去及び保管 | 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】 |
| 第764号 | 市が実施する一般競争入札 | 【経済局商工観光部産業展開推進課】 |
| 第765号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局北部建設事務所建築指導課】 |

さいたま市告示第722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年5月2日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字柏崎字下組52番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
（省略）
- 3 許可番号
令和4年3月18日
第開 - N2021169号
- 4 検査済証番号
令和4年4月28日
第完 - N2021169号

さいたま市告示第723号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年5月2日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市見沼区大字片柳字荒神916番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年10月21日
第開-N2021102号
- 4 検査済証番号
令和4年4月28日
第完-N2021102号

さいたま市告示第724号

さいたま市の発注する「思い出の里会館・管理事務所大規模改修（建築）工事」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年5月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時まで次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした

入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	04-2171-1	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	思い出の里会館・管理事務所大規模改修（建築）工事	
工事場所	さいたま市見沼区大字大谷600番地	
履行期間	契約確定の日から令和5年3月3日まで	
概要	屋上防水・屋根改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内部仕上改修工事 便所改修工事（全面改修） 外構改修工事 外	
予定価格（税込）	242,110,000円	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年5月24日（火）午前9時から 令和4年5月26日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年5月27日（金）午前9時から 令和4年5月30日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年5月31日（火）午後1時40分	
参加資格	名簿掲載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年5月2日（月）から							
	質問受付期間	令和4年5月2日（月）午前9時から 令和4年5月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年5月26日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・「思い出の里会館・管理事務所大規模改修（電気設備）工事」又は「思い出の里会館・管理事務所大規模改修（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-2171-2							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		思い出の里会館・管理事務所大規模改修（電気設備）工事							
工事場所		さいたま市見沼区大字大谷600番地							
履行期間		契約確定の日から令和5年3月3日まで							
概要		受変電設備工事一式 幹線設備工事一式 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 雷保護設備工事一式 構内交換設備工事一式 音響設備工事一式 拡声設備工事一式 構内情報通信網設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 火災報知設備工事一式 既存設備撤去工事一式							
予定価格（税込）		85,745,000円							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年5月24日（火）午前9時から 令和4年5月26日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年5月27日（金）午前9時から 令和4年5月30日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年5月31日（火）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年5月2日（月）から							
	質問受付期間	令和4年5月 2日（月）午前9時から 令和4年5月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年5月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「思い出の里会館・管理事務所大規模改修（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・「思い出の里会館・管理事務所大規模改修（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	04-2171-3								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	思い出の里会館・管理事務所大規模改修（機械設備）工事								
工事場所	さいたま市見沼区大字大谷600番地								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月3日まで								
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 浄化槽設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	200,640,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年5月24日（火）午前9時から 令和4年5月26日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年5月27日（金）午前9時から 令和4年5月30日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年5月31日（火）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年5月2日（月）から							
	質問受付期間	令和4年5月 2日（月）午前9時から 令和4年5月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年5月26日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・「思い出の里会館・管理事務所大規模改修（建築）工事」又は「思い出の里会館・管理事務所大規模改修（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。								

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

		・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。							
工事担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4762-4							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		和土分団車庫建設工事							
工事場所		さいたま市岩槻区大字黒谷字下新井出作1135番7外							
履行期間		契約確定の日から令和5年1月18日まで							
概要		新築工事 延べ面積98.28㎡ S造 平屋建て 防火水槽設置工事 容量100㎡ 外構工事（道路改修を含む）							
予定価格（税込）		104,214,000円							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年5月24日（火）午前9時から 令和4年5月26日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年5月27日（金）午前9時から 令和4年5月30日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年5月31日（火）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年5月2日（月）から							
	質問受付期間	令和4年5月 2日（月）午前9時から 令和4年5月23日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年5月26日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。							
工事担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第725号

さいたま市の発注する「大宮体育館中規模修繕工事実施設計業務」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年5月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書

比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	04-1746-1	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
業務名	大宮体育館中規模修繕工事実施設計業務	
業務場所	さいたま市見沼区大和田町1丁目305番地	
履行期間	契約確定の日から令和5年3月7日まで	
概要	延べ面積 8268.64 m ² RC造（一部SRC造） 地上3階地下1階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）	
予定価格（税込）	31,710,800円	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年5月17日（火）午前9時から 令和4年5月19日（木）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年5月20日（金）午前9時から 令和4年5月23日（月）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年5月24日（火）午後2時00分	
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント/スポーツ施設 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。
	登録部門	—
	業務実績等	—
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年5月2日（月）から						
	質問受付期間	令和4年5月2日（月）午前9時から 令和4年5月16日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年5月19日（木）						
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他		設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						
契約整理番号		04-2253-1						
入札方法		一般競争入札（電子）						
参加形態		単体企業						
業務名		大宮ふれあい福祉センター中規模修繕工事実施設計業務						
業務場所		さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1						
履行期間		契約確定の日から令和5年3月7日まで						
概要		延べ面積 4011.19㎡ RC造 地上4階地下1階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）		27,325,100円						
最低制限価格		設定する						
参加申請受付期間		令和4年5月17日（火）午前9時から 令和4年5月19日（木）午後5時まで						
入札書提出期間		令和4年5月20日（金）午前9時から 令和4年5月23日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年5月24日（火）午後2時10分						
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント／集会場・コミュニティセンター 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。						
	登録部門	-						
	業務実績等	-						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年5月2日（月）から						
	質問受付期間	令和4年5月2日（月）午前9時から 令和4年5月16日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年5月19日（木）						
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他		設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						
契約整理番号	04-1655-1						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	上峰コミュニティホール中規模修繕工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市中央区上峰2丁目3番5号						
履行期間	契約確定の日から令和5年3月7日まで						
概要	延べ面積316.91㎡ RC造 地上2階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	11,576,400円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和4年5月17日（火）午前9時から 令和4年5月19日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和4年5月20日（金）午前9時から 令和4年5月23日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年5月24日（火）午後2時20分						
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント／集会場・コミュニティセンター 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年5月2日（月）から					
	質問受付期間	令和4年5月 2日（月）午前9時から 令和4年5月16日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和4年5月19日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第726号

令和4年4月5日付けさいたま市告示第575号で告示したさいたま都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、さいたま市都市計画公聴会規則（平成14年さいたま市規則第101号）第6条の規定により、その開催を中止する。

令和4年5月2日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第727号

令和4年4月5日付けさいたま市告示第574号で告示したさいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、さいたま市都市計画公聴会規則（平成14年さいたま市規則第101号）第6条の規定により、その開催を中止する。

令和4年5月2日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第728号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第46条第1項及び第53条第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、第78条第1項第1号、第85条第1項第1号及び第115条の10第1項第1号の規定により告示する。

令和4年5月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) 訪問看護ステーションあやめ宮原

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区别所町 1122 番地 28 清水ハイツ 203
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 株式会社ファーストナース
- エ 申請者住所 東京都港区新橋 2 丁目 12 番 16 号
- オ 代表者 代表取締役 橋本 真奈歩
- カ 指定番号 1166591622
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(2) 訪問看護ステーションあやめ宮原

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区别所町 1122 番地 28 清水ハイツ 203
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 株式会社ファーストナース
- エ 申請者住所 東京都港区新橋 2 丁目 12 番 16 号
- オ 代表者 代表取締役 橋本 真奈歩
- カ 指定番号 1166591622
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(3) 訪問看護ステーションただいま

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区大字神田 619 番地 グリーンプラザ 203
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 合同会社Walk Hospitality
- エ 申請者住所 埼玉県川口市芝中田 2-28-1
- オ 代表者 代表社員 水口 恵理
- カ 指定番号 1166591630
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(4) 訪問看護ステーションただいま

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区大字神田 619 番地 グリーンプラザ 203
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 合同会社Walk Hospitality
- エ 申請者住所 埼玉県川口市芝中田 2-28-1
- オ 代表者 代表社員 水口 恵理
- カ 指定番号 1166591630
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(5) ひかり訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区大成町3丁目337番地 岸ビル1階
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 メディカルホットライン株式会社
- エ 申請者住所 東京都中央区八重洲1丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル13階
- オ 代表者 代表取締役 高橋 大輔
- カ 指定番号 1166591648
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(6) ひかり訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区大成町3丁目337番地 岸ビル1階
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 メディカルホットライン株式会社
- エ 申請者住所 東京都中央区八重洲1丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル13階
- オ 代表者 代表取締役 高橋 大輔
- カ 指定番号 1166591648
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(7) 訪問介護リルル

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区沼影1丁目6番19号 霜田ビル3階
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 申請者 G r o w株式会社
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区沼影1丁目6番19号 霜田ビル3階
- オ 代表者 代表取締役 伊藤 将馬
- カ 指定番号 1176519732
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(8) 訪問介護本舗 わげん

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区円阿弥5丁目9番11号
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 申請者 合同会社花月庵
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市中央区円阿弥5丁目9番11号
- オ 代表者 代表社員 粕谷 健司
- カ 指定番号 1176519740
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(9) ケアプランセンターなごみの葉

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目23番地7 コーポ中里101号室
- イ 事業種別 居宅介護支援
- ウ 申請者 社会福祉法人 悦生会
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区别所町892番地

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

オ 代表者 理事長 前野 敏朗

カ 指定番号 1176519757

キ 指定年月日 令和4年5月1日

(10) リハビリデイサービス nagomi プラス大宮公園店

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区寿能町1丁目40番地2

イ 事業種別 通所介護

ウ 申請者 社会福祉法人永寿荘

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市西区大字高木字亀田602番地1

オ 代表者 理事長 永嶋 美喜雄

カ 指定番号 1176519765

キ 指定年月日 令和4年5月1日

(11) リハデイ トラストケア桜

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷4丁目10番5号

イ 事業種別 通所介護

ウ 申請者 株式会社トラストケア

エ 申請者住所 埼玉県鴻巣市氷川町46番地5

オ 代表者 代表取締役 馬場 孝夫

カ 指定番号 1176519773

キ 指定年月日 令和4年5月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第729号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和4年5月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) 訪問介護リルル

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市南区沼影1丁目6番19号 霜田ビル3階
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 Grow株式会社
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区沼影1丁目6番19号 霜田ビル3階
- オ 代表者 代表取締役 伊藤 将馬
- カ 指定番号 1176519732
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(2) 訪問介護本舗 わげん

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区円阿弥5丁目9番11号
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 合同会社花月庵
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市中央区円阿弥5丁目9番11号
- オ 代表者 代表社員 粕谷 健司
- カ 指定番号 1176519740
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(3) 訪問介護本舗 わげん

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区円阿弥5丁目9番11号
- イ 事業種別 家事支援型訪問サービス
- ウ 申請者 合同会社花月庵
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市中央区円阿弥5丁目9番11号
- オ 代表者 代表社員 粕谷 健司
- カ 指定番号 1176519740
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(4) リハビリデイサービス nagomi プラス大宮公園店

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区寿能町1丁目40番地2
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 社会福祉法人永寿荘
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市西区大字高木字亀田602番地1
- オ 代表者 理事長 永嶋 美喜雄
- カ 指定番号 1176519765
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(5) リハデイ トラストケア桜

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷4丁目10番5号
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社トラストケア
- エ 申請者住所 埼玉県鴻巣市氷川町46番地5
- オ 代表者 代表取締役 馬場 孝夫
- カ 指定番号 1176519773
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(6) すてっぷトレーニングセンター岩槻

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区上里1丁目1番地53
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 合同会社W l a f
- エ 申請者住所 埼玉県春日部市備後西3丁目5番33号
- オ 代表者 代表社員 福田 直人
- カ 指定番号 11A6500123
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

(7) 社会福祉法人彩光会 デイサービスセンター恵和園

- ア 事業所住所 埼玉県上尾市大字領家371-1
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 社会福祉法人彩光会
- エ 申請者住所 埼玉県上尾市大字上野567番地
- オ 代表者 理事長 中村 康彦
- カ 指定番号 1171601014
- キ 指定年月日 令和4年5月1日

2 連絡先

- (1)担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2)電話 048(829)1265

さいたま市告示第730号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第2号、第78条の11第1項第2号及び第85条第1項第2号の規定により告示する。

令和4年5月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止した施設・事業所

(1) だんらんの家 指扇

ア 住所 埼玉県さいたま市西区大字指扇 1118 番地 36

イ 事業種別 地域密着型通所介護

ウ 申請者 株式会社夕映え

エ 申請者住所 埼玉県川越市大字鴨田 994 番地 1

オ 代表者 代表取締役 金澤 節子

カ 指定番号 1176512026

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(2) 居宅介護支援事業所 いずみ

ア 住所 埼玉県さいたま市緑区東浦和 2 丁目 49 番地 12

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 有限会社早苗興業

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区辻 4 丁目 7 番 4 号 秋本ビル 2F

オ 代表者 代表取締役 鈴木 廣行

カ 指定番号 1176508180

キ 廃止年月日 令和4年3月31日

(3) リハビリセンターワン・ステップ辻店

ア 住所 埼玉県さいたま市南区辻 3 丁目 2 番 25 号 辻レジデンス 103 号

イ 事業種別 地域密着型通所介護

ウ 申請者 合同会社FORCAコンサルティング

エ 申請者住所 埼玉県上尾市柏座一丁目 10 番 3 号 70 斉藤ビル 201 号

オ 代表者 代表社員 小笠原 紀行

カ 指定番号 1196500761

キ 廃止年月日 令和4年4月4日

(4) リハビリセンターワン・ステップ辻店

ア 住所 埼玉県さいたま市南区辻 3 丁目 2 番 25 号 辻レジデンス 103 号

イ 事業種別 介護予防通所介護サービス

ウ 申請者 合同会社FORCAコンサルティング

エ 申請者住所 埼玉県上尾市柏座一丁目 10 番 3 号 70 斉藤ビル 201 号

オ 代表者 代表社員 小笠原 紀行

カ 指定番号 1176515326

キ 廃止年月日 令和4年4月4日

(5) さいたま市社協ヘルパーステーションおおみや

- ア 住所 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目1864番地10
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 申請者 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目30番22号
- オ 代表者 会長 清水 勇人
- カ 指定番号 1176509238
- キ 廃止年月日 令和4年4月30日

(6) さいたま市社協ヘルパーステーションおおみや

- ア 住所 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目1864番地10
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目30番22号
- オ 代表者 会長 清水 勇人
- カ 指定番号 1176509238
- キ 廃止年月日 令和4年4月30日

(7) リハビリデイサービス nagomi 大宮北店

- ア 住所 埼玉県さいたま市北区東大成町2丁目453番地1
- イ 事業種別 地域密着型通所介護
- ウ 申請者 社会福祉法人 永寿荘
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市西区大字高木字亀田602番地1
- オ 代表者 理事長 永嶋 美喜雄
- カ 指定番号 1176510046
- キ 廃止年月日 令和4年4月30日

(8) リハビリデイサービス nagomi 大宮北店

- ア 住所 埼玉県さいたま市北区東大成町2丁目453番地1
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 社会福祉法人 永寿荘
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市西区大字高木字亀田602番地1
- オ 代表者 理事長 永嶋 美喜雄
- カ 指定番号 1176510046
- キ 廃止年月日 令和4年4月30日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第731号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年5月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

令和4年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市南部市税事務所個人課税課普通徴収第1係

(2) 電話 048（829）1386

さいたま市告示第732号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定により特定生産緑地を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年5月6日

さいたま市長 清水 勇 人

(1) 指定一覧

別紙のとおり

(2) 図面

別紙のとおり

(3) 効力発生日

別紙申出基準日のとおり

地区数：1地区、面積：約0.05ha

番号	位置	生産緑地 地区番号	面積(ha)		申出基準日
			生産緑地 地区	新たに特定 生産緑地に 指定する区域	

●見沼区

1	さいたま市見沼区大字南中丸下高井地内	片柳45号	約 0.05	約 0.05	2022年12月3日
---	--------------------	-------	--------	--------	------------



さいたま市告示第733号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年5月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

はる野4丁目北自治会

2 変更した事項

(1) 代表者 （省略）

(2) 住 所 （省略）

3 変更年月日

令和4年4月17日

さいたま市告示第734号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年5月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

生協大谷自治会

2 変更した事項

(1) 代表者 （省略）

(2) 住 所 （省略）

3 変更年月日

令和4年4月17日

さいたま市告示第735号

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和4年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類
別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第736号

さいたま市立病院医事業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院医事業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年12月1日から令和5年11月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年4月1日以降、病床数400床以上の埼玉県内の医療機関において、医事業務を一括して1年以上継続して元請で受託した実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課
担当 宮内 電話 048（873）4168

(2) 交付期間

告示の日から令和4年5月25日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和4年5月30日（月）午前9時から午後4時まで
- 6 競争入札参加資格の有無の再確認
競争入札参加資格を有しない旨の確認結果を通知された者は、令和4年6月1日（水）までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課に競争入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 現場説明会の実施
競争入札参加資格を有すると認めた者に対して、現場説明会を実施する。
 - (1) 実施日時
令和4年6月7日（火）
なお、時刻の指定は競争入札参加資格確認結果通知書の交付時に行う。当該通知書の受領者は参加時刻を指定することができない。
 - (2) 実施場所
1(2)に同じ
 - (3) 参加人数等
参加者は2名以内とし、現場説明会当日に現場説明会参加届を提出すること。
- 8 契約の仕様等の詳細に関する質問の受付
競争入札参加資格を有すると認めた者で、業務内容その他の契約の仕様等の明細について質問がある場合は質問書を提出することができる。
 - (1) 受付場所

3(1)に同じ

(2) 受付期間

令和4年5月25日（水）から令和4年6月10日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 提出方法

持参

(4) 質問に対する回答の期限及び方法

令和4年6月15日（水）までにFAXにより回答する。

9 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争入札参加資格の確認

ア 競争入札参加資格を有する旨の確認結果の通知書を持参すること。

イ 競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札時点において2の要件を満たさない場合は入札に参加することができない。

(3) 代理人による入札

代理人により入札をする場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の辞退

競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札を辞退することができる。ただし、入札を辞退する場合は、入札日時までに辞退する旨の書面を提出すること。

(5) 独占禁止法等法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に違反する行為を行ってはならない。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月21日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院本館3階会議室2

(7) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(8) 入札が不調であった場合

ア 再度入札は1回限りとする。

イ 初度入札に参加しなかった者及び初度入札で無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

(9) その他

ア 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加することができない。

イ 入札に付した入札書については、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(10) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月21日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

9(6)イに同じ

(11) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(12) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(13) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(14) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課
電話 048（873）4168 FAX 048（874）7613

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

11 委託料の支払方法

(1) 暦月を単位として、翌月以降受託者の請求に基づき当月分の委託料を支払うものとする。

(2) 詳細については、落札決定後に落札者と協議する。

12 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 社会情勢等の変動により、人員配置又は必要経費等を増減すべき事情が発生した場合は、協議を行う。

(4) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課及びホームページにおいて閲覧できる。

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第737号

さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）第6条第5項及びさいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）第3条に基づき、個人情報取扱事務に係る届出について次のとおり告示する。

令和4年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 個人情報取扱事務開始届出書

別紙のとおり（別紙省略） 21件

2 個人情報取扱事務変更届出書

別紙のとおり（別紙省略） 152件

3 個人情報取扱事務廃止届出書

別紙のとおり（別紙省略） 31件

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係

(2) 電話 048（829）1118

さいたま市告示第738号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市見沼区大字御蔵字高見771番10
- (2) 指定の年月日 令和4年5月10日
- (3) 指定の番号 第北22-002号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 52.16m

さいたま市告示第739号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市岩槻区府内四丁目1826番1、同番10、同番11、同番13、
1827番1、同番2、
1828番1、同番2、同番3、
1829番1、同番2、同番5、同番6
- (2) 指定の年月日 令和4年5月10日
- (3) 指定の番号 第北22-003号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 55.68m

さいたま市告示第740号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市浦和区大東二丁目769番2
- (2) 指定の年月日 令和4年5月10日
- (3) 指定の番号 第南22-003号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 18.47m

さいたま市告示第741号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区大字太田窪字新田2000番119
- (2) 指定の年月日 令和4年5月10日
- (3) 指定の番号 第南22-004号
- (4) 道路の幅員 6.00m
- (5) 道路の延長 38.30m

さいたま市告示第742号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区山久保一丁目159番1
- (2) 指定の年月日 令和4年5月10日
- (3) 指定の番号 第南22-005号
- (4) 道路の幅員 4.40m
- (5) 道路の延長 24.99m

さいたま市告示第743号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区大字白鍬字宮腰379番12、379番13、379番14
- (2) 指定の年月日 令和4年5月10日
- (3) 指定の番号 第南22-006号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 31.16m

さいたま市告示第744号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年5月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

針ヶ谷四丁目自治会

2 変更した事項

(1) 代表者の氏名及び住所

(省略)

(省略)

(2) 主たる事務所

(省略)

3 変更年月日

令和4年3月26日

さいたま市告示第745号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年5月17日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
5月 3日	猫	浦和区高砂	雑種	オス	キジトラ	1～2ヶ 月	無	
5月 3日	猫	浦和区高砂	雑種	オス	キジトラ	1～2ヶ 月	無	
5月 3日	猫	浦和区高砂	雑種	メス	キジトラ	1～2ヶ 月	無	
5月 3日	猫	北区宮原町	雑種	不明	キジトラ	0～7日	無	
5月 3日	猫	北区宮原町	雑種	不明	キジトラ	0～7日	無	
5月 3日	猫	北区宮原町	雑種	不明	茶トラ	0～7日	無	
5月 8日	猫	南区太田窪	雑種	メス	三毛	5～8歳	無	左耳Vカット 負傷動物
5月 10日	猫	見沼区東大宮	雑種	不明	キジ白	0～7日	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第746号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区三橋四丁目169番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

（省略）

3 許可番号

令和3年9月21日

第開-N2021087号

4 検査済証番号

令和4年5月10日

第完-N2021087号

さいたま市告示第747号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市中央区桜丘二丁目1748番1、1748番4、1748番5、1748番6、1748番7、1748番8、1748番9、1748番10、1748番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市浦和区常盤十丁目15番16号

ポラスマイホームプラザ株式会社 代表取締役 中内 啓夫

3 許可番号

令和4年2月22日

第 開 - S 2 0 2 1 0 6 2 号

4 検査済証番号

令和4年5月10日

第 完 - S 2 0 2 1 0 6 2 号

さいたま市告示第748号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- (1) はり札 74 枚
- (2) 立看板 10 枚

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市緑区宮本2丁目16番地3

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 都市管理係
- (2) 電話 048（840）6178

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和4年5月11日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	南区	はり札	58	令和4年4月1日	8時30分 から 17時00分	令和4年4月1日	17時00分	
2	南区	立看板	4	令和4年4月1日	8時30分 から 17時00分	令和4年4月1日	17時00分	
3	桜区	はり札	2	令和4年4月13日	15時00分 から 16時00分	令和4年4月13日	16時00分	
4	浦和区	立看板	2	令和4年4月18日	8時30分 から 17時00分	令和4年4月18日	17時00分	
5	浦和区	はり札	14	令和4年4月28日	8時30分 から 17時00分	令和4年4月28日	17時00分	
6	浦和区	立看板	4	令和4年4月28日	8時30分 から 17時00分	令和4年4月28日	17時00分	
7								
8	計	はり札	74					
9		立看板	10					

さいたま市告示第749号

家屋調査用タブレット端末ハードウェア賃貸借

について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

家屋調査用タブレット端末ハードウェア賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市役所

(3) 数量等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年9月1日から令和9年8月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

【項目2(1)は業務委託の場合が対象 受注希望業務までの資格を求める場合又は物品納入等の場合は後述 項目2(2)以下は共通】

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の業務種目「OA機器リース等」で記載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課

担当 家屋・償却資産係 入澤 電話 048（829）1576

(2) 交付期間

告示の日から令和4年5月25日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年5月25日（水）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年5月30日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。

）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月10日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月10日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課
担当 家屋・償却資産係 入澤 電話 048(829)1576

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部固定資産税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第750号

令和4年度さいたま市医療未受診・介護サービス未利用者への個別支援事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市医療未受診・介護サービス未利用者への個別支援事業業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「電算」又は「その他」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けていること。

(5) 令和元年度以降に、国（独立行政法人を含む。）、地方公共団体または後期高齢者医療広域連合と、本件仕様書に示す業務内容及び業務予定件数と種類及び規模をほぼ同じくする保健事業業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088477.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年5月23日（月）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 介護予防係 電話 048-829-1286

(4) 提出方法

郵送

(5) 送付先

4(3)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付方法

郵送

(3) 交付日

令和4年5月24日（火）

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月31日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月31日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048（829）1259　FAX 048（829）1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市保健福祉局いきいき長寿推進課
電話 048（829）1286　FAX 048（829）1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

- (3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。
<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第751号

地下鉄7号線延伸線地質調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

地下鉄7号線延伸線地質調査業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区地内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年12月28日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「地質調査」で登載され、かつ、市内に、本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有する者であること

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りではない。

(6) 本入札の告示日において、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）に基づく地質調査業者の登録を受けている者であること。

(7) 平成24年度以降、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体において、同種同業務を契約し、誠実に履行した実績を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部未来都市推進部
鉄道戦略担当 電話 048(829)1873

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088216.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年5月18日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年5月24日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

(3) その他

質問に対する回答を郵送で希望する者は、質問書の提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月30日（月）14時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第2会議室

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月30日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(8) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

一般競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(12) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部未来都市推進部

電話 048(829)1873 FAX 048(829)1997

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

11 その他

契約条項等は、さいたま市都市戦略本部未来都市推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第752号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年5月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字西遊馬字上サ1419番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年12月7日

第開-N2021141号

4 検査済証番号

令和4年 5月11日

第完-N2021141号

さいたま市告示第753号

さいたま市区ガイドマップ作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市区ガイドマップ作成業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月10日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 過去5年以内に、本市又は他市町村を契約相手方とする地図作成に係る契約実績（同一契約で5,000部以上に限る。）を有する者

イ 過去5年以内にさいたま市区ガイドマップ作成業務に係る契約実績を有する者

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、さいたま市区ガイドマップ作成業務仕様書等1部を交付するものとする。なお、郵送による交付を希望する場合は、担当まで連絡すること。その場合の郵送料は、本入札参加希望者の負担とする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

担当 鈴木、秋庭 電話 048（829）1834

(2) 交付期間

告示の日から令和4年6月6日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 質問の受付及び回答

本入札の業務等に質問のある場合は、次のとおり電子メールにより受け付けるものとする。質問の書式は自由とするが、質問事項は電子メールの本文にテキストで記述すること。

(1) 受付先

電子メールアドレス kusei-suishin@city.saitama.lg.jp

電子メールの表題は「区ガイドマップに関する質問」とすること。

(2) 受付期間

本告示日から令和4年5月30日（月）正午まで

(3) 回答方法等

令和4年6月1日（水）までに仕様書を交付した全ての業者に対して回答するものとする。

なお、質問した業者名は非公開とし、電子メールで回答するので、3の仕様書等の交付の際に、回答の送付を希望する電子メールアドレスを伝えること。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)アを証明する契約書の写し及び成果物

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年6月23日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けたものは、令和4年6月24日（金）午後4時までさいたま市市民局区政推進部に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。広告の掲載で得られた収入は受託者のものとし、広告収入を差し引いた金額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書に添付する書類

入札書には、広告収入のわかる収支計画書、企画編集に含まれる主な業務名とその費用及び印刷製本に係る単価が確認できる内訳書を添付すること。

(3) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(4) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の確認通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月28日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2入札室

(8) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(9) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月28日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(7)イに同じ

(12) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(13) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(14) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1834 FAX 048(829)1992

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 本契約に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 本入札の手続きに係る一切の経費は、入札参加者の負担とする。

(5) 提出された各資料は、特別な事情がない限り再提出は認めない。

さいたま市告示第754号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

アルファ米（きのこ等具材入り） 外1件

(2) 納入場所

さいたま市大宮区土手町1-213-1 さいたま市大宮ふれあい福祉センター外57箇所

(3) 数量

ア アルファ米（きのこ等具材入り） 1,616箱

イ アルファ米（白粥） 358箱

(4) 特質等

入札説明書のとおり

(5) 納入期限

令和4年12月16日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「農・林・水産物」内の営業種目「食料品」又は種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「災害対策品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係　電話　048（829）1181
- (2) 交付期間
告示の日から令和4年5月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和4年6月3日（金）及び令和4年6月6日（月）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- 6 競争入札参加資格の喪失
本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
 - (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
 - (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月15日（水）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月15日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第755号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

災害用ビスケット

(2) 納入場所

さいたま市西区西大宮1-49-6 さいたま市立指扇小学校外82箇所

(3) 数量

1,084箱

(4) 特質等

入札説明書のとおり

(5) 納入期限

令和5年2月24日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「農・林・水産物」内の営業種目「食料品」又は種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「災害対策品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市告示一覧（令和4年5月1日から同月15日まで）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和4年5月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年6月3日（金）及び令和4年6月6日（月）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月15日（水）午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月15日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第756号

令和4年度さいたま市総合防災訓練・防災フェア会場設営等支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市総合防災訓練・防災フェア会場設営等支援業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区天沼町1-893 さいたま市大宮消防署外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年11月4日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」内の営業種目「企画・運営」「会場設営」「その他のイベント・催事」のいずれかで登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去5年間で、都道府県又は政令指定都市が開催した防災訓練の企画及び運営業務を受託し完了した実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。なお、仕様書は貸与するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
担当 防災対策係 電話 048(829)1127

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和4年5月26日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 仕様書の返却

入札説明書のとおり

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年5月31日（火）に交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月9日（木）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所消防庁舎3階関係課会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月9日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部危機管理課

電話 048(829)1128 FAX 048(829)1936

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課

電話 048(829)1127 FAX 048(829)1978

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第757号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区城町二丁目1724番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目26番11号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

3 許可番号

令和4年2月1日

第変-N2021107号

4 検査済証番号

令和4年5月12日

第完-N2021107号

さいたま市告示第758号

ICT部門における業務継続マネジメント（ICT-BCM）支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ICT部門における業務継続マネジメント（ICT-BCM）支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部外

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」の受注希望業務「その他の電算」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク（JISQ15001）が付与されている者であること。

(5) 事業継続マネジメントシステム（ISO22301）の認証又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認証を取得している者であること。

(6) 令和2年度以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体を相手方とした事業継続マネジメント又は情報セキュリティに関するコンサルティングの契約実績を2件以上有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 デジタル改革担当 電話 048（829）1047

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088735.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年5月27日（金）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年5月27日（金）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部デジタル改革担当

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和4年6月3日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

る。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月15日（水）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議室棟2階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月15日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048(829)1047 FAX 048(829)1985

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第759号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区大字大谷口字細野1204番28
- (2) 廃止の年月日 令和4年5月13日
- (3) 廃止の番号 第南廃22-001号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 10.36m

さいたま市告示第760号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字西遊馬字高木2205番6、2205番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年10月26日

第開-N2021115号

4 検査済証番号

令和4年 5月12日

第完-N2021115号

さいたま市告示第761号

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告するとともに、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 農用地利用計画の縦覧場所
さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の縦覧期間
令和4年5月13日以降常時備え置いてあります。
- 3 連絡先
担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
電話 048（829）1377

さいたま市告示第762号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和4年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

後期高齢者医療保険料過誤納金還付兼充当通知書

2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 期間

令和4年5月13日から令和4年5月19日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

(2) 電話 048（829）1278

さいたま市告示第763号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 5月 6日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 78台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/04/25	南浦和駅西口	埼玉県警15-5141969	LNG09629		
2022/04/25	武蔵浦和駅	埼玉県警18-801273?	S7I026887		
2022/04/26	武蔵浦和駅	埼玉県警22-220355497	SVK314783		
2022/04/26	武蔵浦和駅	埼玉県警19-194444842	B9C16287		
2022/04/26	武蔵浦和駅	埼玉県警20-200176090	STJKC169832		
2022/04/28	東浦和駅	高島平E-11204	B1E83705		
2022/04/28	南浦和駅東口	埼玉県警14-4382442	GS08F0381		
2022/04/28	南浦和駅西口	埼玉県警18-8260639	V180201863		
2022/04/28	南浦和駅西口	千葉県警1232535	G180501721		
2022/04/28	武蔵浦和駅	埼玉県警14-4622341	STNHA21834		
2022/04/28	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7362575	A17AA99020		
2022/04/28	武蔵浦和駅	埼玉県警20-204727376	AD19L00917		
2022/05/02	南浦和駅東口	埼玉県警20-201233976	F190973621		
2022/05/02	南浦和駅東口	埼玉県警11-1??????	F100900052		
2022/05/02	南浦和駅東口	埼玉県警19-190163830	SSL360874		
2022/05/02	南浦和駅東口	杉並G-10214	STRJY16884		
2022/05/02	南浦和駅西口	193238394	WTU117C3345N		
2022/05/02	南浦和駅西口	埼玉県警21-210162259	A20AJ31783		
2022/05/02	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6508263	SQD120039		
2022/05/02	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8344103	STQJZ01031		
2022/05/06	南浦和駅西口		GS70300529		
2022/05/06	南浦和駅西口	埼玉県警15-5515810	A15AB79667		
2022/05/06	南浦和駅西口		GZ7K01791		
2022/05/06	武蔵浦和駅	埼玉県警21-214739135	ZX21124643		
2022/05/06	西浦和駅	埼玉県警16-6253988	SPL040478		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/04/25	大宮駅東口	埼玉県警13-3524320	SNH027977		
2022/04/25	大宮駅東口	埼玉県警20-203907702	STTCF17149		
2022/04/25	大宮駅東口	目白C-55377	T15F11564		
2022/04/25	大宮駅東口	埼玉県警17-7238207	F170270539		
2022/04/25	大宮駅西口	埼玉県警17-7022860	V161118831		
2022/04/25	大宮駅西口	四谷B-94289	WTU289C0193S		
2022/04/26	大宮駅東口	埼玉県警21-210022740	GG9C03260		
2022/04/26	大宮駅西口	埼玉県警10-0248589	C40AN740		
2022/04/28	大宮駅東口	埼玉県警22-220008401	FA21V8111		
2022/04/28	大宮駅東口	埼玉県警19-191254589	S7E18638		
2022/04/28	大宮駅西口	埼玉県警12-245216?	SME105529		
2022/04/28	大宮駅西口	埼玉県警04-4351099	CW40414213		
2022/04/28	宮原駅西口	埼玉県警20-203914482	A20AD16725		
2022/04/28	大宮公園駅	埼玉県警17-7175761	S6600329		
2022/05/02	大宮駅東口	不明	STNKZ25509		
2022/05/02	大宮駅東口	埼玉県警17-7228526	C25P5245		
2022/05/02	大宮駅東口	埼玉県警19-193388450	H9SE07550		
2022/05/02	大宮駅西口	神奈川県警37-0354225	G101005395		
2022/05/02	東大宮駅東口	不明	PMH7045954		
2022/05/02	指扇駅	栃木県警32-56432	A17AK41598		
2022/05/02	指扇駅	埼玉県警20-200036859	A19AK95255		
2022/05/02	指扇駅		V181132682		
2022/05/02	新都心駅東口	練馬G-55885	F151084299		
2022/05/02	西大宮駅南口		F20N24656		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/04/25	北浦和駅東口	埼玉県警18-8218234	GC7I15540		
2022/04/25	北浦和駅西口	埼玉県警20-204400920	B1F73464		
2022/04/25	新都心駅西口	埼玉県警18-8267343	A17AB40559		
2022/04/25	南与野駅	埼玉県警16-6430173	F151178178		
2022/04/26	浦和駅東口	埼玉県警17-7327200	S7E214440		
2022/04/26	浦和駅東口	埼玉県警20-204991731	GG9K14040		
2022/04/26	浦和駅東口	埼玉県警17-7122076	PS5B00348		
2022/04/26	浦和駅西口	池袋F-69814	G52G51841		
2022/04/26	北浦和駅西口	埼玉県警22-220377270	F20411290		
2022/04/28	浦和駅東口	埼玉県警21-213912240	SVC000616		
2022/04/28	浦和駅東口	埼玉県警15-5121735	A14I04083		
2022/04/28	浦和駅西口	埼玉県警20-204275165	STTFF12809		
2022/04/28	与野本町駅	埼玉県警18-8244611	SSB004725		
2022/05/02	浦和駅東口	四谷A-93511	WTU248C1131E		
2022/05/02	浦和駅東口	埼玉県警20-201131898	SMB018784		
2022/05/02	浦和駅西口	埼玉県警20-205108653	STTFF23233		
2022/05/02	浦和駅西口	埼玉県警12-2509100	B1E22993		
2022/05/02	北浦和駅東口	不明	G30TV712		
2022/05/02	北浦和駅西口	平塚0537834	K5EK48240		
2022/05/02	北浦和駅西口	埼玉県警16-6332633	A16PB01701		
2022/05/02	与野駅東口	不明	Q38D01419		
2022/05/02	与野駅東口	埼玉県警22-220610071	V210317199		
2022/05/06	北与野駅	埼玉県警18-8489337	C9DD1836		
2022/05/06	北与野駅	埼玉県警21-211891050	G911183506		
2022/05/06	北与野駅	埼玉県警19-190008223	F180100539		
2022/05/06	北与野駅	埼玉県警18-8124101	KAG1143026		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/04/25	岩槻駅	埼玉県警14-4255218	S0B078563		
2022/04/26	岩槻駅	埼玉県警16-6262392	F160398845		
2022/05/02	岩槻駅	不明	F263653		

合計: 78台

さいたま市告示第764号

産学官金連携拠点創出に向けたアクションプラン試行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和4年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

産学官金連携拠点創出に向けたアクションプラン試行業務

(2) 履行場所

さいたま市内外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和5年3月17日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3年度・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他の計画策定」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

担当 新産業育成係 電話 048（829）1371

(2) 交付期間

令和4年5月13日（金）から令和4年5月26日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時か

ら正午までとする。）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査（以下、「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和4年5月13日（金）から令和4年5月26日（木）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により受付期間必着とする。）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

令和4年5月27日（金）午後2時から午後4時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないよう整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定

に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月2日（木）11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階 小ホール

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月2日（木）入札終了後、直ちに行う

イ 場所

7(2)イに同じ

(4) 入札保証金

ア 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、本入札において入札保証金の免除を希望する者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する資料（完了検査結果通知等の写し等）と入札保証金免除申請書を提出すること。

イ 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を5の通知と合わせて申請者に通知する。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048（829）1363

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

電話 048（829）1371

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第765号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市西区大字指扇字鎮守2752番10
- (2) 指定の年月日 令和4年5月13日
- (3) 指定の番号 第北22-004号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 42.01m